様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成24年12月3日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名[1]			
広島県県有林における間伐促進プロジェクト ～備北水源の森　森林吸収プロジェクト～			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	広島県(ヒロシマケン)　印		
住所	広島県広島市中区基町 10 - 52		
代表者氏名	湯﨑　英彦	代表者役職	広島県知事
担当者氏名	西本　健治	担当者 所属部署・役職	農林水産局 森林保全課 専門員
担当者 E-mail	k-nishimoto82817@pref.hiroshima.lg.jp	担当者電話番号	082-513-3694
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	代表事業者と同一		
プロジェクト参加者名	-		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	広島県(ヒロシマケン)		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	SGS ジャパン株式会社		

[1] プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「○○県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報

プロジェクト概要[2]

（具体的な内容を簡潔に記載すること。）

【プロジェクトの目的・内容】

■目的

当該プロジェクトの目的は、本県県営林においてカーボンオフセット・クレジットを取得し、CO2排出権を企業等へ販売することで得られた収益を活用した森林整備の仕組を構築し、市町有林や私有林等に普及することで人工林の森林整備を加速化することであり、これにより本県における森林吸収源対策をさらに促進するものである。

■内容

当該プロジェクトでは、森林経営計画に基づき計画的且つ適期の間伐施業を推進する。

【適格性基準との整合性】

条件 1：当該プロジェクト対象地は、森林法第 5 条で規定される地域森林計画の対象森林に含まれる。
・江の川上流地域森林計画（平成 22 年 4 月 1～平成 32 年 3 月 31 日）

条件 2：プロジェクト対象地は平成 35 年 3 月 31 日までの間に転用及び主伐が計画されていない。
プロジェクト対象地は平成 24 年に森林経営計画に則り間伐を実施する森林である。
プロジェクト対象地が含まれる森林経営計画は平成 24 年 8 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日までを計画期間とするものである。

条件 3：プロジェクト添付資料 2-1 に示すとおり、三次市長から認定を受けている。
森林経営計画の認定番号：24-1
森林経営計画の期間　　：平成 24 年 8 月 1 日～平成 29 年 7 月 31 日

【法令遵守状況】

		該当しない	該当する*
1	森林・林業基本法	☐	☑第 9 条森林所有者としての責務
2	森林法	☐	☑第 5 条地域森林計画 ☑第 11 条森林経営計画 ☑第 10 条の 5 市町村森林整備計画 ☑第 25 条 保安林
3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（間伐等促進法）	☑	☐
4	種の保存法	☑	☐
5	鳥獣保護法	☑	☐
6	騒音規制法	☑	☐
7	景観法	☑	☐
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	☑	☐
9	環境影響評価法	☑	☐

[2] プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

【採用技術】

機器名	メーカ名	耐用年数	導入時期	備考
TruPulse360	LASER TECHNOLOGY	-	-	面積測量機(管理者:広島県農林振興センター)
TruPulse200	LASER TECHNOLOGY	-	-	樹高測定器(管理者:広島県農林振興センター)
直径メジャー2m	ハイビスカス	-	-	胸高直径測定器(管理者:広島県農林振興センター)
Gp-Pocket ARUQ Juno	Trimble	-	-	GPS(管理者:広島県農林振興センター)
チェンソー				(管理者:広島県農林振興センター)

【モニタリング方法】

モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由
活動量	実測	実績がある方法であり、正確性が見込めるため。
拡大係数	公表資料、学術論文等	「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」に記載されている拡大係数を使用する。
収穫予想表	文献・資料(行政機関の資料・学術論文等	文献名:資料 4①、資料 4② 広島県民有林収穫予想表 該当ページ:3～5 ページ

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

全て準拠する。

【モニタリング体制】

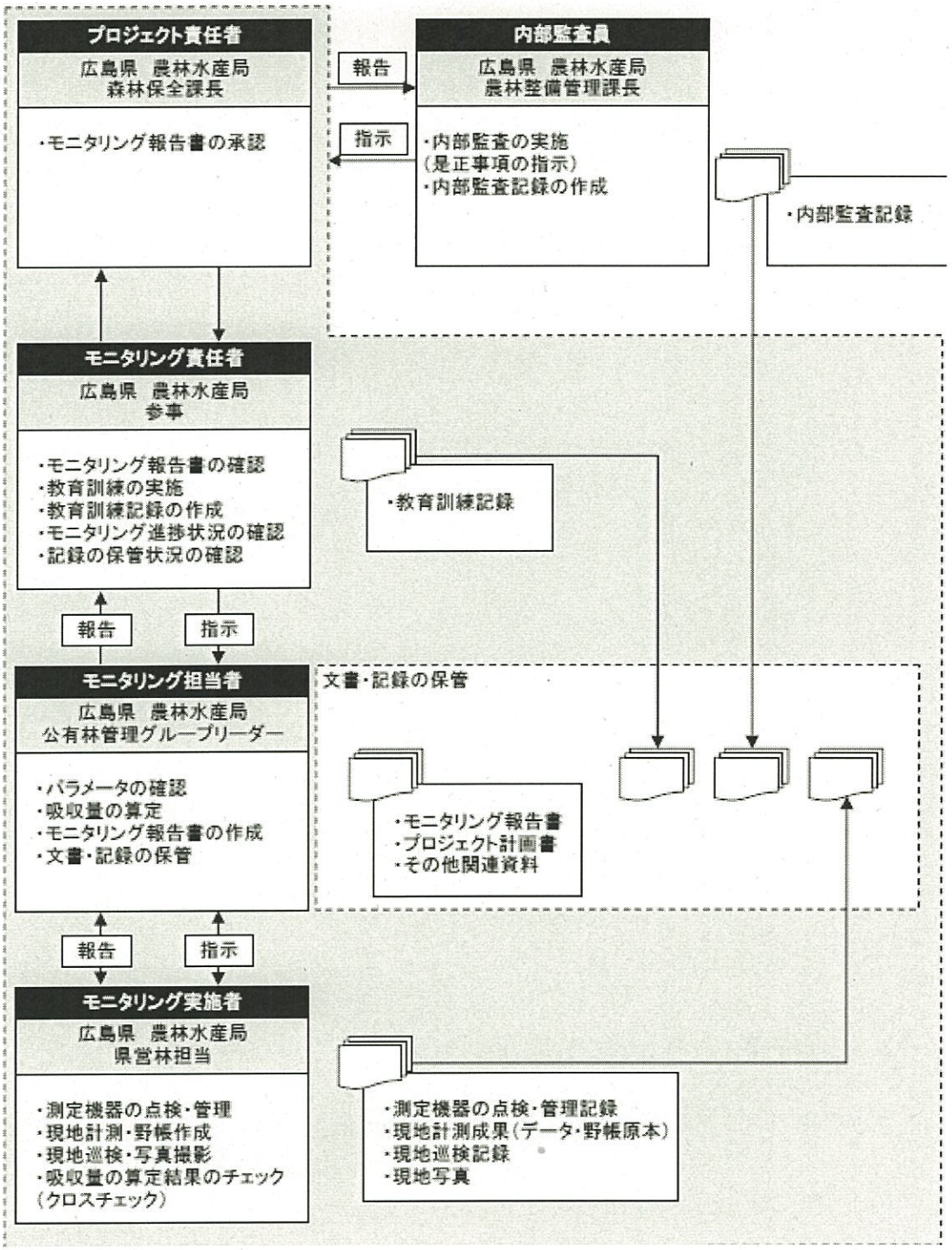
プロジェクト責任者
広島県 農林水産局
森林保全課長
・モニタリング報告書の承認
報告
指示
内部監査員
広島県 農林水産局
農林整備管理課長
・内部監査の実施
(是正事項の指示)
・内部監査記録の作成
・内部監査記録
モニタリング責任者
広島県 農林水産局
参事
・モニタリング報告書の確認
・教育訓練の実施
・教育訓練記録の作成
・モニタリング進捗状況の確認
・記録の保管状況の確認
・教育訓練記録
報告
指示
モニタリング担当者
広島県 農林水産局
公有林管理グループリーダー
・パラメータの確認
・吸収量の算定
・モニタリング報告書の作成
・文書・記録の保管
文書・記録の保管
・モニタリング報告書
・プロジェクト計画書
・その他関連資料
報告
指示
モニタリング実施者
広島県 農林水産局
県営林担当
・測定機器の点検・管理
・現地計測・野帳作成
・現地巡検・写真撮影
・吸収量の算定結果のチェック
(クロスチェック)
・測定機器の点検・管理記録
・現地計測成果(データ・野帳原本)
・現地巡検記録
・現地写真

【QA / QC 体制】

（1） 教育訓練

実施者：モニタリング責任者

対象者：モニタリング担当者、モニタリング実施者

実施内容：J-VER 制度、モニタリング体制・手順、測定機器の維持管理、
モニタリング報告書記載方法

実施時期：モニタリング実施前

記録保管：モニタリング担当者

（2） 情報の保管

実施者：モニタリング担当者

内容：純吸収量算定に使用した全データ、調査野帳原本、モニタリング報告書
プロジェクト計画書、その他関連資料

保管期間：平成 35 年 3 月 31 日

（3） データの確認

実施者：モニタリング担当者、モニタリング実施者（クロスチェック）

実施内容：収集単位の確認、野外調査票と算定ファイルの突き合わせ、
使用した係数の妥当性の確認
経年的なデータ変化、林分間の比較、恣意的データ・はずれ値の識別

（4）内部監査

実施者：内部監査員

対象者：プロジェクト責任者、モニタリング責任者、モニタリング担当者、モニタリング実施者

実施内容：モニタリングデータ、純吸収量算定方法、純吸収量算定結果、モニタリング報告書
（監査項目）文書・記録保管状況、測定機器の維持・管理状況、教育訓練実施状況

是正措置：モニタリング実施における、純吸収量の算定、報告、チェック等の一連のプロセスで
発見された課題や問題点については適切な是正措置をとる

実施時期：モニタリング報告書作成時

（5）測定機器の維持・管理

実施者：モニタリング実施者

実施内容：適切なキャリブレーションの実施、測定機器の保管

面積測量機：調査実施前にコンパスの正常動作を確認
調査実施時に閉合差 5/100 が達成できない場合、計測を中止

樹高測定器：調査実施前に高さが既知の対象物を計測し、正常動作を確認
測定時は取扱説明書に従い適切に使用する

胸高直径測定器：調査実施前に目視で歪みやねじれがないか確認

GPS：初期設定で誤差の範囲を設定し、その範囲内での計測を実施

プロジェクト実施場所	（プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。） 広島県三次市大字櫃田字今谷山 68-1 広島県三次市大字櫃田字今谷山 68-2 広島県三次市大字櫃田字今谷山 68-3 広島県三次市大字櫃田字今谷山 68-4 広島県三次市大字櫃田字今谷山 68-5 広島県三次市大字櫃田字今谷山 68-6 広島県三次市大字櫃田字今谷山 68-9
<方法論 R001・R002・R003 のみ> プロジェクト対象面積	33.66ha
プロジェクト期間	2012 年 8 月 1 日 ～2013 年 3 月 31 日（0 年 8 ヶ月）
クレジット期間	2012 年 8 月 1 日 ～2013 年 3 月 31 日
プロジェクト計画開始届提出日	2012年10月11日
妥当性確認終了日	2012年12月3日

想定削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計[3]
	t-CO2	-	-	-	-	78	78

適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン （森林管理プロジェクト用） ver.4.2	
適用方法論	方法論番号	R001 ver.6.2
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）

ダブルカウントの防止措置		
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	（プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要） プロジェクト代表事業者と同一。	印

[3] 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止措置内容	以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照) 【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】 ☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。 □ 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を含む)に申請しています 類似制度名: □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 理由: 【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】 □ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 ☑ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。 ※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☑ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

☑ ホームページ

ホームページ URL： http://www.pref.hiroshima.lg.jp

☐ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）

☐ その他 具体的に：

☐ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☐ 公的な報告・公表制度には参加していません。

☑ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

☐ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

☑ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

☐ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

☐ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名：

☐ その他

具体的に：

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄
特になし。

以 上